

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	土	先負	元日
2	日	仏滅	
3	月	赤口	
4	火	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分） ●所得税の還付申告の受付開始（令和3年分）
5	水	友引	小寒
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	成人の日
11	火	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分）
12	水	先負	
13	木	仏滅	
14	金	大安	
15	土	赤口	
16	日	先勝	
17	月	友引	
18	火	先負	
19	水	仏滅	
20	木	大安	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	金	赤口	
22	土	先勝	
23	日	友引	
24	月	先負	
25	火	仏滅	
26	水	大安	
27	木	赤口	
28	金	先勝	
29	土	友引	
30	日	先負	
31	月	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分） ※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故【10～12月】について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分） ※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●給与所得の源泉徴収票の交付